

秋の全国交通安全運動



令和4年9月21日(水)から9月30日(金)

運動重点

○子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

横断歩道を渡る時は、横断前だけでなく横断中も安全確認をしましょう。

○夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

- ・夕暮れ時と夜間の外出時には、反射材やライトを活用しましょう。
- ・横断歩道の手前で減速し、横断歩行者がいる場合は必ず止まりましょう。
- ・思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転を心がけましょう。

○自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・自転車に乗る時はヘルメットを着用するようにしましょう。
- ・自転車は車両です。「自転車安全利用五則」を守りましょう。



一人ひとりの心がけが、交通事故防止につながります。

八東駐在所
TEL 76-2004

松江署
HPは
こちら



クロスボウは所持禁止になります!!

銃刀法の改正が令和3年6月16日に公布され、今後、**クロスボウの所持が原則禁止**になります。

改正法施行後、不法に所持した場合、罪に問われます!!

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



● みなさんにして頂きたいこと ●



クロスボウが自宅等にある場合は、必ず最寄りの警察署に申し出てください。警察において無償で廃棄を受け付けています。



改正法や警察署への持ち込みの詳細については警察庁ホームページで確認できます。

HPはこちらから→

